

労働保険料等の免除の特例について ～免除の要件・申請手続の御案内～

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

この度の東日本大震災（以下「大震災」といいます。）により被災された事業主の方は、一定の要件に該当するときは、労働保険料の免除を受けることができます。この特例措置について、その詳しい内容（要件、手続きの流れ等）をお知らせいたします。

1 免除の要件

○継続事業の事業主の方

所在地	3月11日に特定被災区域（別途リーフレット参照）に所在していたこと。
震災被害	①～⑤のいずれかの理由により、休業又は事業活動が縮小したこと。 ※ 市町村から交付された「り災証明書」があれば要件を満たします。 ① 大震災により、事業所や生産設備に直接的な被害（損壊等）が生じている。 ② 事業の実施に必要な電気、ガス、水道、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、被害が生じている。 ③ 福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定により、被害が生じている。 ④ 福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の出荷制限等による被害が生じている。 ⑤ ①から④に準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。
賃金支払状況	大震災発生前の直近の賃金支払月の労働者一人当たりの賃金額と比べて、 1か月の労働者一人当たりの賃金額が2分の1未満になっていること。 ※ この場合の「賃金額」からは、休業手当は除きますので、雇用調整助成金を受給するなどして休業手当を支払っている事業主の方は御注意ください。 ※ その月の【賃金総額】÷【賃金締切日の労働者数】で算定します。

○有期事業（一括有期事業を含む。）の事業主の方

同一事業主の継続事業（例：建設事業を請け負った建設会社など）が免除の対象であれば、免除の対象となります。

2 免除される保険料等 （※1）

一般保険料	最大で平成23年3月1日～平成24年2月29日の期間（月単位）の賃金に対する保険料（※2）
第1種特別加入保険料 第3種特別加入保険料	最大で平成23年3月1日～平成24年2月29日の期間（月単位）に対する保険料（※2）
一般拠出金	平成23年度の石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金全額

※1 第2種特別加入保険料の免除については、労働局までお問い合わせください。

※2 1か月を単位として判断することになりますので、免除対象期間全てについて免除されるとは限らないことに御留意ください。

～手続きの流れ～

免除の申請

【提出していただくもの】

平成23年度年度更新の際に手続きをお願いします。

※ 有期事業の場合は、免除申請書(様式1-2)と免除対象該当通知書又は①の写しのみ。

①	免除申請書(様式1)	様式1別紙により各月の労働者一人当たりの賃金額を計算していただきます。
②	労働保険料等の免除に係る申立書(様式2)	大震災による被害の状況を記入していただきます。
③	市町村から交付された「り災証明書」	り災証明書がない場合は、②で被害の状況を記入していただきます。
④	①別紙の内容が確認できる書類	賃金台帳、賃金の振込記録等の会計書類、労働者名簿など、①の別紙の内容が確認できる書類の写しを添付してください。 ※ 滅失等により添付できない場合は、労働局まで御相談ください。

要件を満たす
場合

要件を満たさない
場合

免除対象該当通知書をお送りします。

※ 最終的な免除額の精算に必要ですので、
・各月の賃金総額(高年齢労働者の賃金総額)、
休業手当の総額、賃金締切日の労働者数を控えておいてください。

免除不該当通知書をお送りします。

※ 納付を猶予する制度もありますので、
保険料の納付が困難な方は労働局まで御相談ください。

免除要件に該当しなくなった場合

平成24年2月を過ぎた場合には平成24年度年度更新の際に手続きをお願いします。

(例)・平成24年2月より前に休業が終了し、賃金水準が回復した場合
・平成24年2月を過ぎた場合(平成24年度年度更新時に御提出ください。)

【提出していただくもの】

- ①免除対象期間終了届(様式5) ※ 内容確認後、免除対象期間終了通知書を送付します。
- ②免除額精算書(様式13)
精算を行っていただいた上で、労働局で確認を行い、免除額を確定します。

平成24年度年度更新

平成23年度の確定保険料額から、免除額を差し引いた額を納付していただきます。

※ 年度更新手続き時に免除額精算書(労働局確認済のもの)を御提出ください。



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局] 又は [最寄りの労働基準監督署] にお問い合わせください。